



議案第百十八号

教職員住宅管理運営条例の廃止について

次のとおり教職員住宅管理運営条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年十二月十五日

三朝町長

松

村

喬

成

昭和五拾貳年拾月六日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

教職員住宅管理運営条例を廃止する条例

教職員住宅管理運営条例（昭和三十九年三朝町条例第二十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。